

平成 27 年 11 月 24 日

介護保険サービス事業所の管理者 }
高齡者福祉施設の管理者 } 様

愛媛県保健福祉部生きがい推進局
長寿介護課長
(公 印 省 略)

介護サービス施設等における高齡者虐待防止の徹底について

このことについては、従来より高齡者虐待防止、高齡者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律第 124 号。以下「法」という。）に基づき、高齡者虐待の防止に取り組んでいただいていることと存じます。

しかしながら、今般、他県で有料老人ホーム従事者等による深刻な高齡者虐待等の事案が複数報道されていますが、利用者が安心して過ごせる環境を提供すべき介護サービス施設等でそのような事案が発生していることは、高齡者の尊厳を失わせる重大な問題であり、決してあってはならないことで、介護サービスへの信頼を著しく失墜させるものであります。

県では、介護サービス等における高齡者虐待の防止に向けた取組を強化することとしていますので、介護サービス等事業者におかれましては、別添「高齡者虐待防止学習テキスト」等を御活用いただき、改めて虐待防止の徹底を図るとともに、利用者、入所者の尊厳の保持と人権の擁護に根差した適切な処遇に努めていただきますようお願いいたします。

なお、当該通知及び参考資料等については、県ホームページに掲載いたしますので申し添えます。

【愛媛県 HP】

(介護サービス施設等における高齡者虐待防止の徹底について)

<http://www.pref.ehime.jp/h20400/kaigohoken/gyakutai/24gyakutai.html>

(検索方法)

「ホーム」 > 「健康・医療・福祉」 > 「高齡者福祉」 > 「虐待防止」 > 「高齡者虐待の状況について」